内閣官房令

○内閣官房令第一号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年三月七日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令

（職員の兼業の許可に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「又は三級」を「、三級又は四級」に改める。

（標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部改正）

第二条　標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表を次のように改める。

標準的な官職	職制上の段階
高度分析交渉官	一　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析、重要な関係にある者との調整等を行うことにより、部局を横断する重要課題に係る政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する官職の属する職制上の段階
分析官	二　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する官職の属する職制上の段階

（幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令の一部改正）

第三条　幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幹部職員の任用等に関する政令第二条第一項の官職を定める内閣官房令

「第二条第二項」を「第二条第一項」に改める。

附　則

この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。